別紙２（第６条関係）

入　札　説　明　書

平成２４年９月２８日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

１　発注者　青森県知事

２　入札に付する事項

（１）品　　名　　非常用自家発電装置

（２）規　　格　　別紙仕様書のとおり

（３）数　　量　　別紙仕様書のとおり

（４）納入期限　　平成２５年２月２８日

（５）納入場所　　別紙仕様書のとおり

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　政令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１２８条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成１３年４月１日施行）第５で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、Ａ等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目（弱電機器、重電機器、発電機又は保安用品）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（１）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（２）入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第３－１号及び第３－２号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第５号様式)により通知する。

ア　提出期限　　平成２４年１０月１０日　１７時００分

イ　提出場所　　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ（県庁東棟１階）

ウ　提出部数　　１部

４　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

（１）提出期限　　平成２４年１０月９日　１２時００分

（２）提出場所　　３の(2)のイに定める場所に同じ。

５　制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

（１）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

（２）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札及び開札に関する事項

（１）日時　　平成２４年１０月１７日　１０時００分

（２）場所　　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

（３）入札保証金　　免除する。

（４）入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

（ア）制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

（イ）委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。
　入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。
　http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

（エ）入札金額

（オ）品名

（カ）数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、３回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　２回目の入札において、落札者がなく、かつ、１者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その１者との随意契約によるものとする。

ク　１回目又は２回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（５）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（６）落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

７　契約に関する事項

（１）契約書（案）　別紙のとおり

（２）契約保証金

契約者は、契約金額の１００分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）契約書の取り交わしの時期　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（４）落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が３の（１）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8　その他

仕様書の配布及び同仕様書に関する質問については、下記担当者に問い合わせをすること。

青森県　環境生活部　原子力安全対策課

担当　技師　竹谷　公貴

電話　０１７－７３４－９２５３

9　問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目１番１号　青森県庁東棟１階

青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ

担当　主査　鈴木　忍

電話　０１７－７３４－９０９８

（別紙）

契約書（案）

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（１）　名　　称　　非常用自家発電装置
（２）　形式・規格　　別紙仕様書のとおり
（３）　数　　量　　別紙仕様書のとおり
（４）　金　　額　　￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）

（契約保証金）
第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条（B）　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（１）　納入期限　　平成２５年２月２８日
（２）　納入場所　　別紙仕様書のとおり
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年３．１パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条（A） 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条（B） 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条 発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　　三　村　申　吾　　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

3　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）
　第２条(B)、第１０条(B)

非常用自家発電装置

仕様書

青　森　県

仕様書最終確認
竹谷

第１章　総　則

１　目的

本仕様書は、青森県（以下「県」という。）が東通原子力発電所周辺に設置するモニタリングポストの非常用自家発電装置（以下「自家発電装置」という。）に関する仕様を定めたものである。

２　契約の範囲

自家発電装置の製造、搬入、据付、配線、調整及び検査までの一式とする。

３　納入場所

（１）書類の提出先は、青森県環境生活部原子力安全対策課（所在地：青森市長島一丁目１－１）とする。

（２）自家発電装置の据付場所は、下記のとおりとする。

番号	据付場所	所在地
1	モニタリングポスト尻労局	下北郡東通村尻労字小倉１１－４
2	モニタリングポスト野牛局	下北郡東通村野牛字釜ノ平５－９
3	モニタリングポスト桜木町局	むつ市桜木町１９－１

４　適用法令等

本仕様書に適用（一部適用も含む）する次の法律、規則、規格等の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版の指定のない限り、契約時における最新版とする。

（１）日本工業規格（ＪＩＳ）
（２）日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）
（３）日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（４）電気設備技術基準
（５）消防法
（６）(社)日本内燃力発電設備協会規格
（７）その他の関係規格、基準及び指針等

５　提出書類

受注者は下記の書類を提出するものとする。書類の大きさは、Ａ４版又はＡ３版とする。

（１）承認仕様書（図面を含む）（製造着手前、作成後速やかに）　２部
（２）作業工程表（契約締結後７日以内及び変更があった場合速やかに）　２部
（３）工場検査成績書（検査後７日以内）　３部
（４）完成届（完成後速やかに）　１部
（５）現地検査成績書（完成届と併せて）　３部
（６）完成図書（検収時）　３部
　［完成仕様書、施工写真集］
（７）取扱説明書（検収時）　６部
（８）その他県が指定する書類　必要部数

6　仕様書に関する疑義の取扱い

（1）この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。

（2）この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、県に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。

7　承認仕様書

受注者は、自家発電装置を製造するに当たって、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成し、提出して県の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるものではないが、この場合にあっては、本仕様書の内容と同等以上のものとする。

また、県又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要が生じたときは、原則として両者協議することとし、受注者はあらかじめ変更承認仕様書を提出して県の承認を受けた上で変更するものとする。

8　関係官庁等への書類提出手続き

自家発電装置に必要な関係官公庁等（消防署を含む）に対する諸手続は、受注者が自ら若しくは県の代理をして迅速に処理しなければならない。

9　契約の履行

（1）受注者は、自家発電装置の搬入及び据付等を行う時には、県が別途発注しているモニタリングポストに係る工事との調整を図るため、事前にその手順及び日時等を県と協議すること。

（2）納入場所における検収までの間の自家発電装置の保管は、受注者の責任において行うこと。

（3）検収前に発生した自家発電装置に関する事故、故障等については、受注者がその責任を負うものとする。

（4）受注者は、自家発電装置の搬入及び据付等に当たり、既設工作物を破損した場合は、速やかに県に連絡し協議の上対処すること。なお、これに係る費用は、受注者の負担とする。

10　検査等

（1）工場検査

受注者は、自家発電装置の現地搬入前にあらかじめ工場において作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、工場検査成績書を提出すること。

（2）現地検査及び完成検査

受注者は、自家発電装置の搬入及び据付等が完了した時には、速やかに現地検査を行い、正常に作動することを確認した上で、完成届と併せて現地検査成績書を県に提出すること。県は完成届の提出を受けた後、完成検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。

11　検収

完成検査の合格をもって検収とする。また、完成検査の結果が不合格の場合には、受注者の負担において修理等を行い、再度完成検査を受けるものとする。

12　保証

受注者は、製造、搬入及び据付等に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下等については、県の請求に基づき、受注者の負担により速やかに修理又は取替えを行うものとする。

その際、故障内容、原因及び処置について、速やかに県に報告書を提出すること。ただし、県の過失又は自然災害に起因する故障については、この限りではない。

13　費用弁償等

次に定める事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

（1）本契約に関して第三者に与えた損害等の補償に要する費用。なお、第三者に損害を与えたときは、速やかに県に届け出ること。

（2）本契約に伴い第三者が有する著作権、特許権及び実用新案等の使用に関する経費。

（3）その他必要な経費。

14　納期

納期は、平成２５年２月２８日とする。

第２章　　機器仕様

１　一般指定事項

（１）自家発電装置は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び静穏性を考慮した軽量堅固でコンパクトな構造とする。

（２）自家発電装置の構造、形状、寸法及び質量は、事前に承認用図面を提出して県の承認を受けなければならない。

（３）自家発電装置は、屋外自立型（燃料タンク一体型又は燃料タンク並立型）とする。

（４）自家発電装置と電源盤をつなぐケーブル（図面参照）は、別途地下埋設された配管に通すこと。

（５）自家発電装置は、別途整備する基礎（図面参照）に設置し、アンカーボルトで固定すること。

（６）自家発電装置には、接地設備を設けること。

２　機器構成

（１）自家発電装置	３台
（２）付属品	
ア　バッテリ付属品	３式
イ　補修用塗料	３缶
（３）予備品	
ヒューズ	各種現用数の３倍

３　自家発電装置仕様

（１）周囲温度	－１５℃～＋４０℃（寒冷地仕様）
（２）周囲相対湿度	４０～８０％
（３）騒音特性	７５ｄＢ（１ｍ・Ａ特性）以下
（４）定　格	
ア　相　数	単相３線
イ　電　圧	２００Ｖ/１００Ｖ
ウ　容　量	８ｋＶＡ以上
エ　周波数	５０Ｈｚ
（５）出力後の電気容量等	接続する機器の入力に合わせた相数、電気容量に調整すること。
（６）連続運転時間	８ｋＶＡ負荷時、無給油で４８時間以上連続運転が可能なこと。
（７）燃料タンク	自家発電装置一体型又は自家発電装置並立型（ただし、本体までの配管を含め寒冷地仕様であること。）、貯蔵槽油量合計２００リットル未満。
（８）始動時間	停電から負荷投入まで４０秒以内。
（９）耐塩害対策	重耐塩塗装とすること。
(10) 防雪対策	降雪等を給気口から吸い込む等により動作に支障を及ぼさない構造とすること。
(11) ノイズ対策	局舎内に設置する各種測定装置に係る電気信号に影響を及ぼさないよう本体及びケーブルから発生するノイズに対する

対策処置が行われていること。

(12) 絶縁種類　　F種

(13) 外部入出力信号

ア　外部運転信号　　接点入力（a 接点）※外部からの運転制御に使用

イ　発電信号　　接点出力（1 a）

ウ　重故障信号　　接点出力（1 a）

エ　軽故障信号　　接点出力（1 a）

4　添付図面

資料－1　　引込メーター盤・分電盤結線図、照明器具姿図（共通）

資料－2．1　モニタリングポスト配置図（尻労局）

2．2　モニタリングポスト配置図（野牛局）

2．3　モニタリングポスト配置図（桜木町局）

資料－3　　非常用発電装置基礎　（共通）

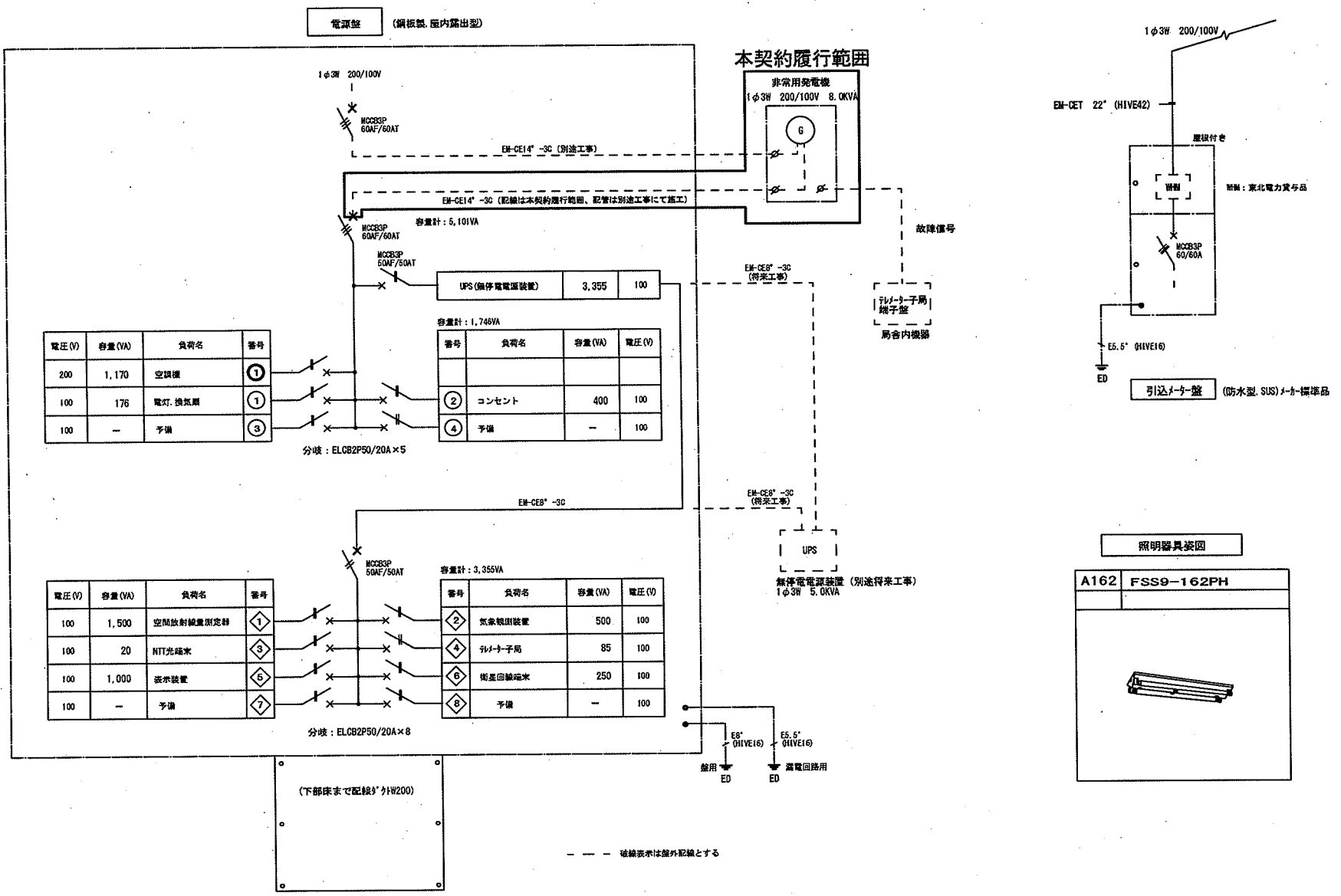

		氏名		代表建築士	その他建築士	製図	設計年月日	工事名	モニタリングポスト新築工事	No. E-06
		建築士登録								
		氏名					縮尺	図名	引込メーター盤、分電盤結線図、照明器具姿図	用紙規格 A2
		建築士登録								

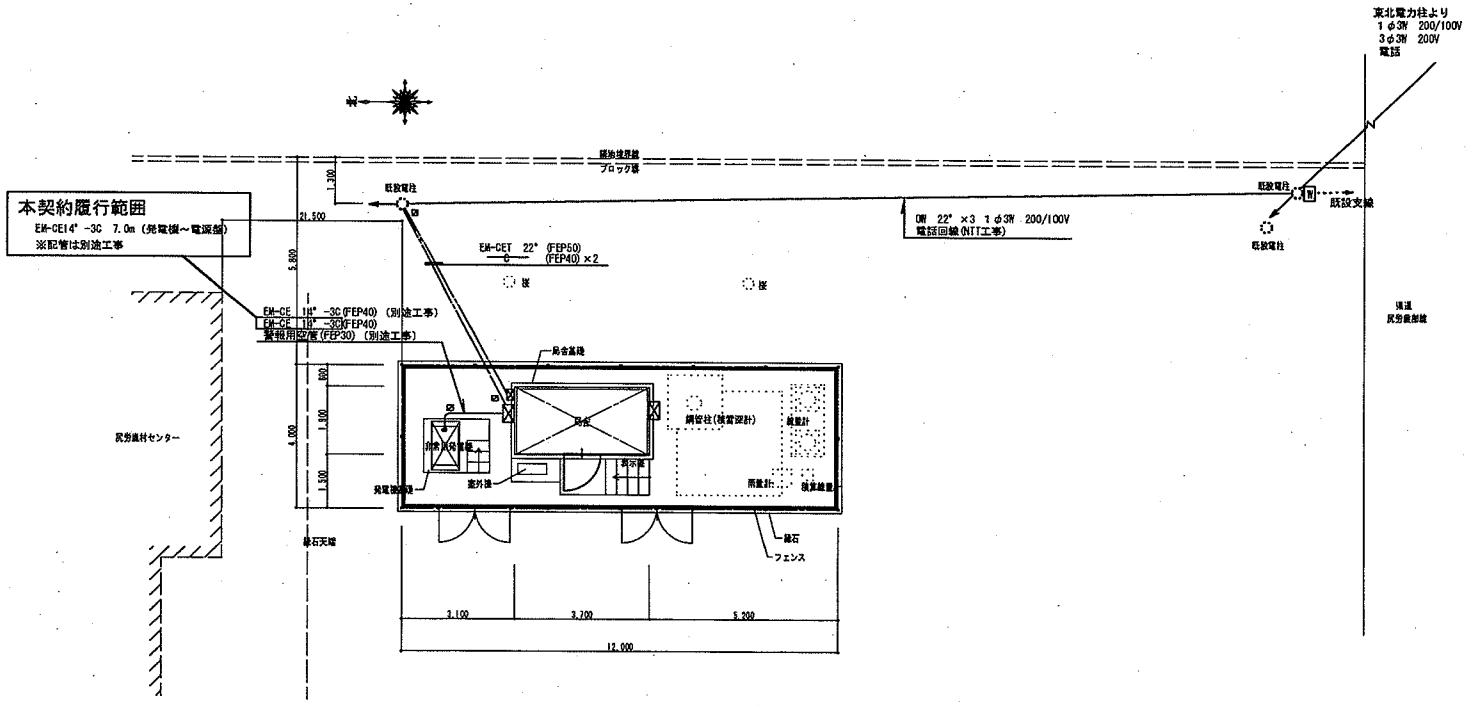

尻労局配置図 1/100

凡 例	
記 号	名称、仕様
	引込メーター盤　結線図参照
→	支線 38"
⊠	プルボックス 防水、ステンレス製
■	地中埋設表示杭 コンクリート製

注記
1．地中埋設部はGL-600とする
埋設部は埋設表示シート（2倍長(W)150）含む

		氏名		代表建築士	その他建築士	製図	設計年月日	工事名	尻労モニタリングポスト新築工事	No. E-04
		建築士登録					縮尺 1/100	図名	配置図	用紙規格 A2
		氏名								
		建築士登録								

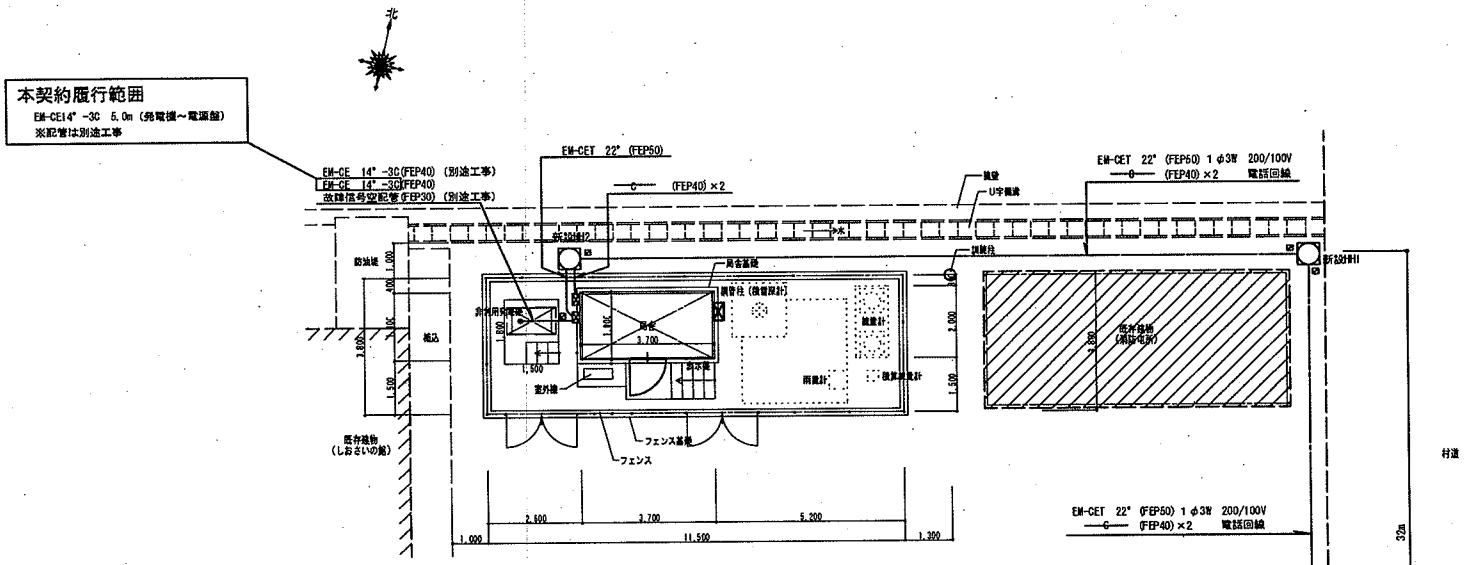

野牛局配置図 1/100

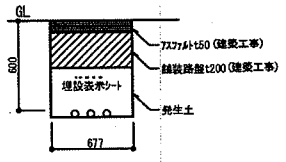

掘削断面図

凡 例	
記 号	名称、仕様
▣	引込メーター盤　　結線図参照
◯	ハンドホール　HH1:H1-9(R8K-60)×1基、HH2:H1-9(R2K-60)×1基
⊠	プルボックス　防水、ステンレス製
■	地中埋設表示杭　コンクリート製

注記
1．地中埋設部はGL-600とする（舗装部解体，復旧は建築工事）
埋設部は埋設表示シート（2倍長(W)150）含む

氏名	代表建築士	その他建築士	製図	設計年月日	工事名	野牛モニタリングポスト新築工事	No. E-04
建築士登録				縮尺 1/100	図名	配置図	用紙規格 A2
氏名							
建築士登録							

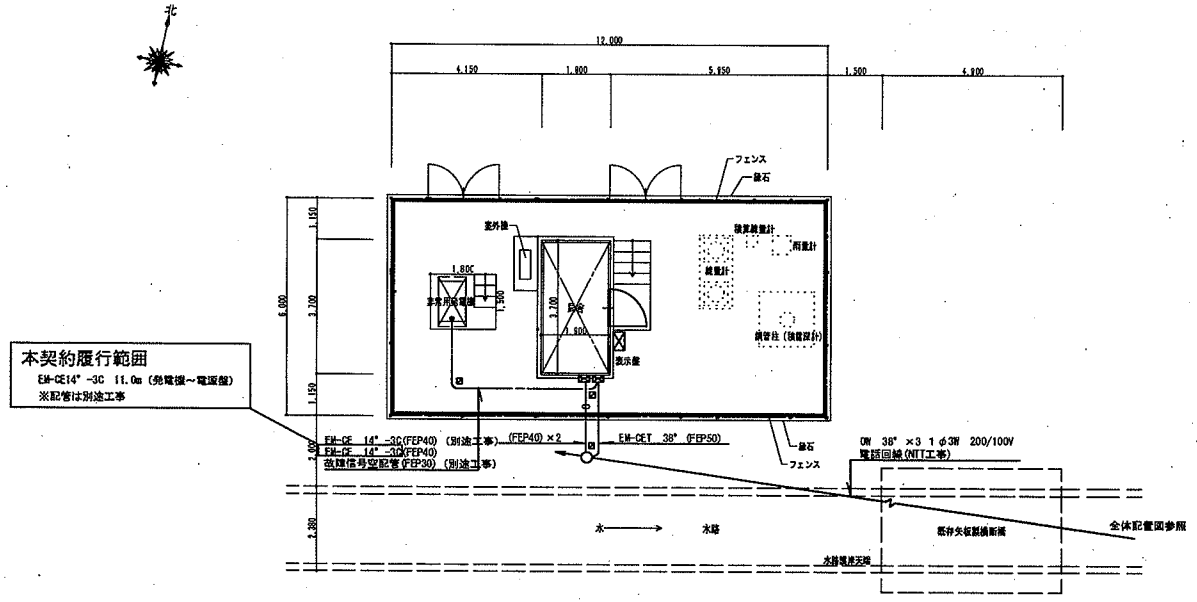

桜木町局配置図　1/100

凡　例	
記　号	名称、仕様
M	引込メーター盤　　結線図参照
○	コンクリート柱　CP10-19-350　根かせ、装柱材共
⟶	支線　38°
⊠	プルボックス　防水、ステンレス製
■	地中埋設表示杭　コンクリート製

注記
１．地中埋設部はGL-600とする
　埋設部は埋設表示シート（2倍長(W)150）含む

		氏　名		代表建築士	その他建築士	製図	設計年月日	工事名	桜木町モニタリングポスト新築工事	No. E－０５
		建築士登録								
		氏　名					縮尺 1/100	図　名	付近見取図・配置図・鋼管装柱図	用紙規格 A２
		建築士登録								

発電機基礎

H型PCパイル：200×200 L=5.0m Ra=50kN/本

コンクリート・鉄筋			
記号	種別		備考
コンクリート	捨てコンクリート	Fc=15・15・20	
	鉄筋コンクリート	Fc=21+3・18・20	
鉄筋	SD295A（重ね継手）		

コンクリート出隅見え掛り部は面取りを行う。（L－20）

見え掛かり　コンクリート打ち放し

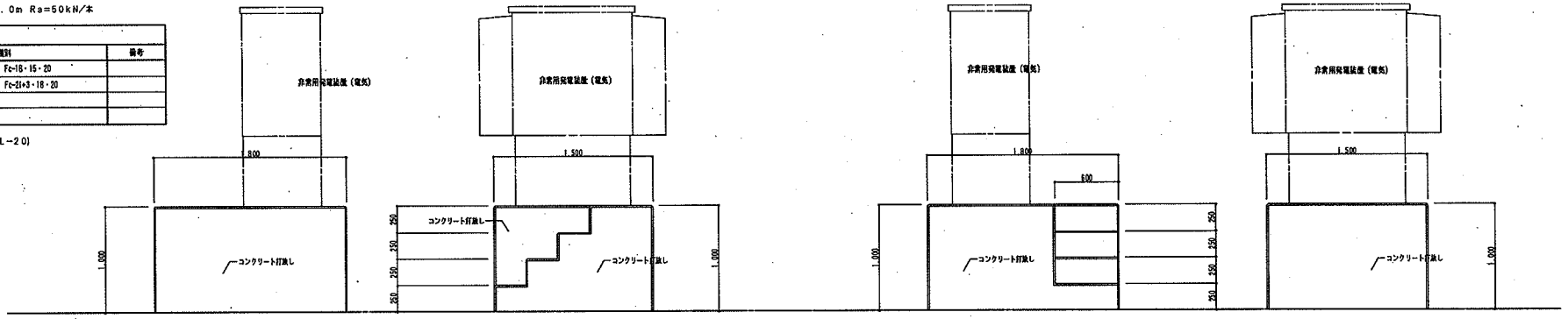

A面図　1/30　　B面図　1/30　　C面図　1/30　　D面図　1/30

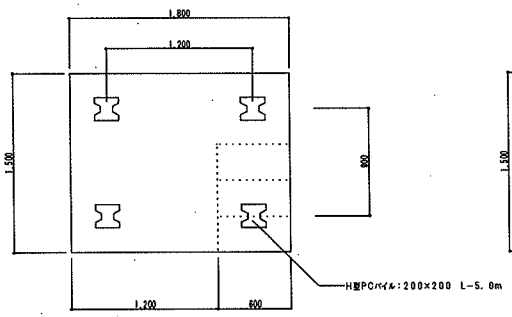

杭伏図　1/30

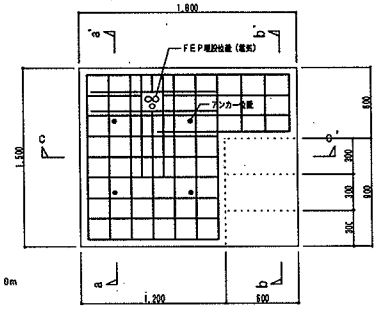

特記なきかぎり鉄筋はD13とする

上端筋　1/30

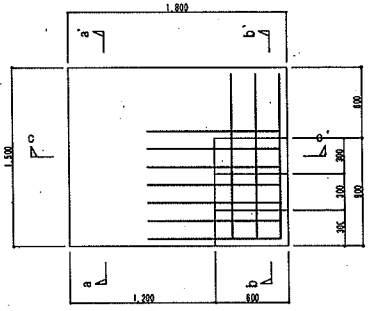

特記なきかぎり鉄筋はD13とする

隔段筋　1/30

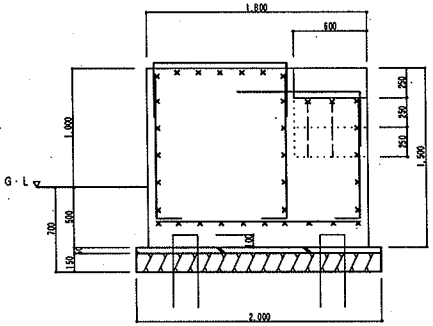

特記なきかぎり鉄筋はD13とする

c－c′ 断面図　1/30

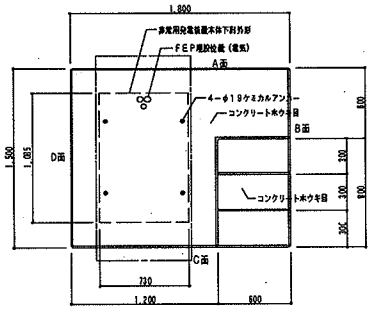

平面図　1/30

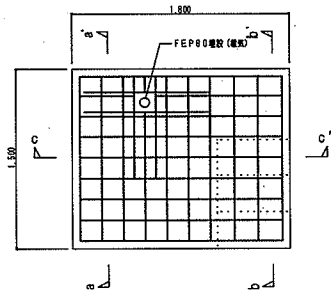

特記なきかぎり鉄筋はD13とする

下端筋　1/30

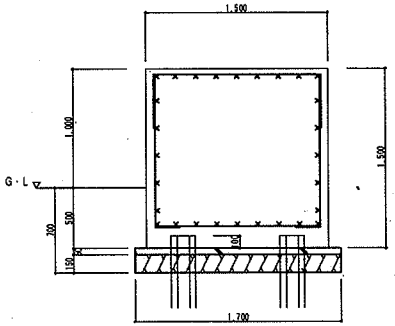

特記なきかぎり鉄筋はD13とする

a－a′ 断面図　1/30

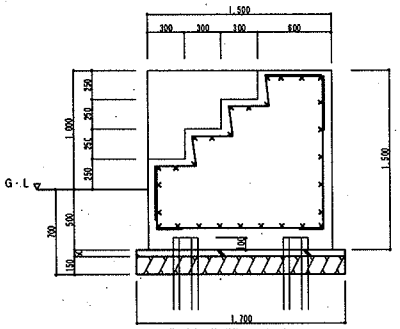

特記なきかぎり鉄筋はD13とする

b－b′ 断面図　1/30

土質調査者	氏名		代表建築士	その他建築士	製図	設計年月日	工事名	モニタリングポスト　新築工事	No. A－11
	建築士登録								
構造設計者	氏名					縮尺 1/30	図名	非常用発電装置基礎	用紙規格 A2
	建築士登録								

（別紙）入札書参考書式

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞
（委任代理人　　㊞）

入　　札　　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額 （税抜）									

品　　名　　非常用自家発電装置

数　　量　　一式

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

青森県出納局会計管理課長　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
担当者氏名
連絡先

入札説明書等に関する質問書

公告日	平成２４年９月２８日
品名	非常用自家発電装置
質問事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第３－１号様式（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
担当者氏名
連　　絡　　先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成２４年９月２８日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　品　　名　　非常用自家発電装置

２　業者番号及び等級格付

（業者番号：　　、等級格付：　　）

３　登録営業品目

４　申請日現在の指名停止措置の有無

有　・　無

５　誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

(2)　同条第２項に規定する要件に該当していないこと。

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

２　知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第３－２号様式（第７条関係）

納 入 実 績 証 明 書

平成　　年　　月　　日

青 森 県 知 事　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞

平成２４年９月２８日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　品　名　　非常用自家発電装置

２　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

３　添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

（参考様式）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　非常用自家発電装置

入札（見積り）期日　　平成２４年１０月１７日

入札（見積り）場所　　県庁東棟１階　出納局会計管理課入札室